

千葉市社会福祉協議会共催及び後援等取扱い基準

1 趣旨

この基準は、本会が行う行事の共催及び後援の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 共催及び後援の区分

共催及び後援の区分は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共催：本会が当該行事の企画または運営に参加し、共同主催者として責任の一部を分担すること。
- (2) 後援：本会が当該行事の趣旨に賛同し、その開催を援助すること。

3 対象行事

(1) 次のいずれにも該当する行事とする。

- ア 当該行事等が社会福祉に寄与することを目的としていること。
- イ 本会の施策の推進上有益であると認められるものであること。
- ウ 当該行事が千葉市内または隣接地域において行われること。
- エ 政治または宗教を目的としないこと。
- オ 公序良俗に反しないこと。

(2) 申請者は、どんな人でも参加しやすいよう配慮をするものとする。

4 申請手続

(1) 申請者は、後援承認申請書（様式第1号）により、本会会長に申請しなければならない。

(2) 本会会長は、前項の申請について承認するときは後援承認通知書（様式第2号）により、承認しないときは後援不承認通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

5 行事の実績報告

(1) 申請者は、当該共催または後援に係る行事が終了した日から14日以内に後援行事実績報告書（様式第4号）により、会長に報告しなければならない。

附 則

1 改正後のこの基準は、平成30年9月1日から適用する。

2 共催に係る様式第1号から第4号までの取扱いについては、様式中「後援」とあるものを「共催」と改めてこれを用いることができる。

(様式第1号)

平成 年 月 日

後援名義使用承認申請書

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会会長

団体名

代表者氏名

印

住所 〒

電話番号

下記の事業について、貴協議会の後援名義使用を承認されるよう申請いたします。

- 1 事業の名称
- 2 主催者
- 3 事業の趣旨または福祉に関わる事業意図
- 4 日時・場所・内容

(様式第 2 号)

千 市 社 協 総 第 号
平成 年 月 日

様

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
会 長

後援名義使用承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました、後援名義使用承認申請につきまして
は、下記のとおり承認することと決定いたしましたので、通知いたします。

記

- 1 承認行事名
- 2 開催日時
- 3 開催場所
- 4 条件
 - (1) 事業は、申請書に記載された計画に基づき実施すること。やむを得ず内容を変更する場合には、あらかじめ、その変更について承認を受けてください。
 - (2) 政治、宗教を目的とするような行為をしてはいけません。
 - (3) どのような方でも参加しやすいよう配慮してください。
 - (4) 行事が終了した日から、14日以内に実績報告書を提出してください。
 - (5) 上記(1)～(4)までの事項に違反した場合、または後援することが不相当と認められた場合には、後援承認を取り消すことがあります。

(様式第3号)

千市社協総第 号
平成 年 月 日

様

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
会 長

後援名義使用不承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました、後援名義使用承認申請につきまして
は、不承認することと決定いたしましたので、通知いたします。

記

1 不承認理由

(様式第4号)

平成 年 月 日

後援事業実績報告書

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会会長

住 所 〒

団体名

代表者氏名

電 話

印

貴協議会后援の事業が下記のとおり終了いたしましたので報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 主催者
- 3 開催日時
- 4 開催場所
- 5 社会福祉に寄与した概要